

埼例規第11号・捜三

平成13年3月14日

埼玉県警察本部長

窃盗犯捜査要綱の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、窃盗犯捜査を組織的かつ効率的に推進し窃盗犯の検挙向上を図るため、

- 捜査活動
- 犯罪手口
- 指定盗犯
- 常習者対策
- 盗品等捜査
- すり犯捜査
- 被害者支援

等について定めている。